

窓口の手引き (令和6年10月)

道路明示課では、京都市が管理する認定道路や里道・水路の境界に関すること、道路台帳平面図の管理、公共基準点等の使用承認などの業務を行っています。
皆様に窓口での手続きをスムーズに進めていただけるようにこの手引きを作成しました。

目次

閲覧・交付申請について

01 道路区域明示図・道路区域決定図

02 土地境界確定図

03 道路台帳平面図

04 基準点の使用承認

05 様式ダウンロード

06 問合わせ窓口

～ 受付時間 ～

午前の部：9時～11時30分
午後の部：1時～4時30分
(窓口は午後5時で閉まります。)

閲覧・交付の流れ

図面番号検索
(インターネットでも検索可)

閲覧 (無料)

交付申請
(350円/枚)

交付

- ・調べたい土地周辺の図面情報は**すべてご確認ください。**
- ・交付申請は**必ず閲覧してから**お願いします。

発行証明書

	閲覧	交付
道路区域明示図 道路区域決定図	○	○
土地境界確定図	○	△ 境界に隣接する土地の所有者 又はその方の委任を受けた代理人のみ交付
道路台帳平面図	○	○
基準点	○ 番号のみ検索可能	△ 成果表の発行は資格(測量士又は土地家屋調査士) が必要(申請日から3営業日後に発行)

図面番号の読み方

件名	道 路 区 域 決 定 図		
路線名	主要府道京都河原美山線 主要府道下鴨静原大原線 静市3号線	縮 尺	S=1:500
所在地	左京区静市野中町1-3番地他		
決定年月日	平成29年4月6日	コンクリート板 埋 設 本 数	C=8 本 P=40 枚
決定番号	293001 (1/22)		
京都市建設局土木管理部道路明示課			

件 名	道 路 区 域 明 示 図		
路 線 名	太秦緯106-2号線	縮 尺	1／250
所 在 地	右京区太秦荒木町16-6番地先他		
明示年月日	平成29年4月4日	プ レ ー ト コンクリート板 埋 設 本 数	C＝ 2 本
決 定 番 号	2900001		

ワンポイント
欄外の番号は、道路区域明示図の場合ならその図面の土地境界確定図番号を記載しています。必ず一緒に確認してください！

最初の2桁が決定された年度を表しているよ！
ちなみに 3桁目が
0 → 道路区域明示図
2 → 道路区域決定図 (新規認定)
3 → 道路区域決定図 (区域変更)
4～9 → 土地境界確定図
というルールで決まっているんです。

なるほど！じゃあ上の図面は
H29年度に決定した道路区域決定図 (区域変更) で
下の図面はH29年度に明示された道路区域明示図
なんだね！

？？……、 そういえば3桁目が1の図面はないのかしら？？

実は3桁目が1番台の図面は昔の図面で発行禁止になっている
みたいだよ。だから、閲覧も交付もできないんだ！



1. 道路区域明示図・道路区域決定図

道路区域明示図・道路区域決定図（以下「明示図等」という。）は、本市が維持管理を行う範囲を定めた図面（道路区域決定図の多くは土地境界確定図も兼ねています。）です。道路明示課の窓口でのみ閲覧・交付できます。

なお、郵送での交付には対応しておりません。

(1) 交付手数料 350円／枚（非課税） ※閲覧のみは無料です。

(2) 検索方法 窓口「④検索パソコン」で閲覧したい明示図等の決定番号を調べます。

インターネットからの検索も可能です。ぜひご利用ください！ インターネットでの検索はこちら ⇒ [京都市道路情報等提供システム](#)



【検索例】

調べたい箇所をタッチ！

決定番号を確認！！

決定番号(道路区域): 0101664

注記: 道路区域明示図の閲覧及び証明図の発行は、窓口で手続きしてください。

上記のチェックボックスにチェックを入れて検索

(3) 閲覧方法

平成20年度までに決定した明示図等の閲覧は、右図の「道路区域明示図・道路区域決定図・土地境界確定図閲覧申請書」に必要事項をご記入のうえ、番号札を取り順番をお待ちください。図面を順番にお持ちします。（写真撮影不可）

平成21年度以降に決定した明示図等は電子化されています。入り口付近の「③閲覧パソコン（道路区域明示図等）」で決定番号を入力し、閲覧してください。（写真撮影不可）

(4) 交付申請

閲覧で図面の内容を確認後、明示図等の交付を希望される場合は、「道路区域明示図・決定図証明申請書」に必要事項をご記入のうえ、番号札を取り順番をお待ちください。なお、一度発行した図面の交換や手数料の返金はできません。図面を十分ご確認ください。

閲覧申請書は
平成20年度までに決定した
図面閲覧時に提出

道路区域明示図・道路区域決定図・土地境界明示図等閲覧申請書

(フリガナ)	令和 年 月 日
申請者氏名	返却確認
(TEL)	
ご入用の資料にチェックしてください。	
☐ 道路区域明示図・道路区域決定図 ※(決定番号を記入してください。)	
例) 0101644	

☐ 土地境界明示図・国有土地境界確定図			
(行政区)	(確定番号)or(決定番号)	(確定年月日)	(簿冊年度一簿冊番号)
(例) 東山区	2006	H14.11.20	14-26
区			-
区			-
区			-
区			-

(注)閲覧終了後は受付職員へ返却をお願いします。
(注)簿冊年度・簿冊番号は表示された場合のみ記入してください。

2. 土地境界確定図

土地境界確定図は、京都市が所有する土地と民有地の境界を定めた図面です。閲覧は可能ですが、交付は、関係者（境界線に隣接している土地の所有者）の委任状（実印）やその他の資料（印鑑証明書等）が必要です。なお、郵送での交付には対応していません。

- (1) 交付手数料 350円／枚（消費税含む） ※閲覧のみは無料です。
- (2) 検索方法 窓口「④検索パソコン」で閲覧したい土地境界確定図の決定番号を調べます。
インターネットからの検索も可能です。ぜひご利用ください！ インターネットからの検索はこちら ⇒ [京都市道路情報等提供システム](#)



【検索例】

調べたい箇所をタッチ！

- 道路区域明示図あり
- 土地境界確定図あり
- 認定路線
- 里道
- 水路

上記のチェックボックスにチェックを入れて検索

！検索のポイント！

平成16年度までの境界確定図面 → 黄色線()で表示されます。

平成17年度からの境界確定図面 → ピンク線(道路区域明示箇所:)の「決定番号(土地境界)」に決定番号が表示されます。

なるほど！！調べたい物件の付近のマークはすべて見ておく必要があるね！！

(3) 閲覧方法

平成20年度までに決定した土地境界確定図の閲覧は、下図の「道路区域明示図・道路区域決定図・土地境界確定図閲覧申請書」に必要事項をご記入のうえ、番号札を取り順番をお待ちください。図面を順番にお持ちします。(写真撮影不可)

閲覧申請書は平成20年度までに決定した図面閲覧時に提出

道路区域決定図と区画整理地区の道路区域明示図の多くは、土地境界確定図を兼ねているので単独の土地境界確定図はない場合があるのよ。しっかり確認してね！

道路区域明示図・道路区域決定図・土地境界明示図等閲覧申請書

申請者氏名 (フリガナ) 令和 年 月 日

申請者氏名 (TEL) 記入用の資料にチェックしてください。

☐ 道路区域明示図・道路区域決定図 ※(決定番号を記入してください。)

☐ 土地境界明示図・国有土地境界確定図

(行政区)	(決定番号)or(決定番号)	(決定年月日)	(簿冊年度-簿冊番号)
(例)東山区	2006	H14.11.20	14-26
区			-
区			-
区			-
区			-

(注)閲覧終了後は受付職員へ返却をお願いします。
(注)簿冊年度・簿冊番号は表示された場合のみ記入してください。

平成21年度以降に決定した土地境界確定図は電子化されています。入り口付近の「③閲覧パソコン(道路区域明示図等)」で決定番号を入力し、閲覧してください。(写真撮影不可)

(4) 交付申請

閲覧で図面の内容を確認後、「土地境界証明申請書」に必要事項をご記入のうえ、添付書類を揃えて、番号札を取り順番をお待ちください。

図面の交付については、関係者（境界線に隣接している土地の所有者）のみ交付可能です。ただし、関係者の委任状がある場合は、代理人にも交付可能です。それぞれ必要となる添付書類は以下のとおりです。

添付書類		注意事項	申請者	
			本人申請	代理人申請
共通	登記事項証明書（土地）※1	申請前3箇月以内に発行された全部事項証明書（土地）	●	●
	公図等の写し ※1	申請箇所に朱線を入れる。複数枚となる場合は、合成公図も添付 申請書提出前3箇月以内に発行されたもの	●	●
申請者に 応じた 必要書類	土地所有者本人と確認できるもの（窓口で確認して返却）	土地所有者本人が来庁し申請する場合 公的機関の発行した書面 （マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）	●	—
	委任状（第14号様式）	代理人が申請する場合	—	●
	土地所有者の印鑑証明書 ※2	土地所有者が「個人（法人以外）」の場合 申請書提出前3箇月以内に発行されたもの	—	●
	土地所有者の印鑑証明書と資格証明書（代表者事項証明書）※2	土地所有者が「法人」の場合 申請書提出前3箇月以内に発行されたもの	●	●

※1 原本還付が可能ですので、希望される場合は、書類の原本と写しを合わせて提出してください。インターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報也可。

※2 原本還付が可能ですので、希望される場合は、書類の原本と写しを合わせて提出してください。

3. 道路台帳平面図について

道路台帳平面図は、京都市認定道路の幅員（通行部の幅）や側溝の寸法等を示した図面です。閲覧・交付の申請は窓口だけでなく、ご自宅のパソコンや携帯でもできます。また、郵送での交付も対応していますので、当課のホームページをご覧ください。

(1) 交付手数料 350円／枚（非課税） ※閲覧のみは無料です。

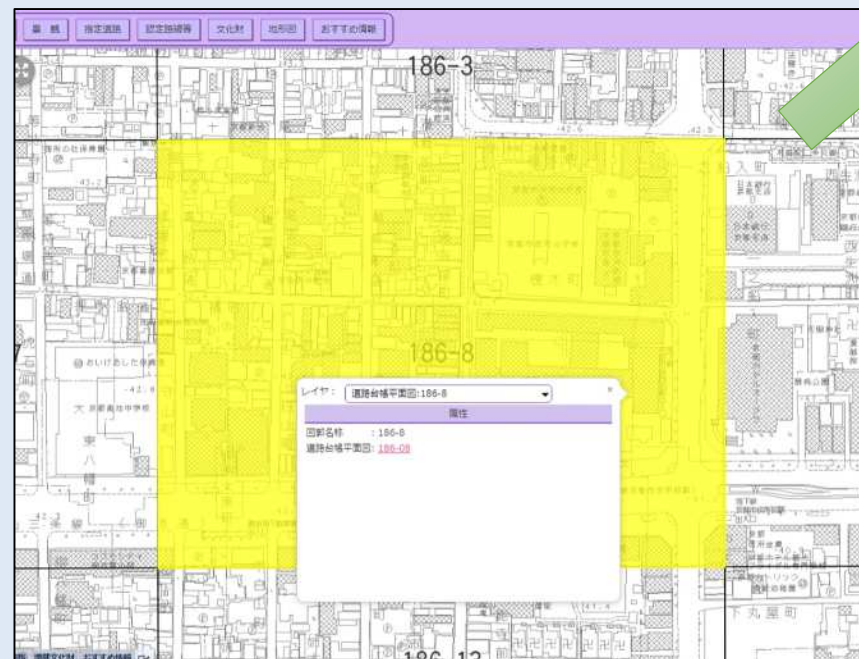
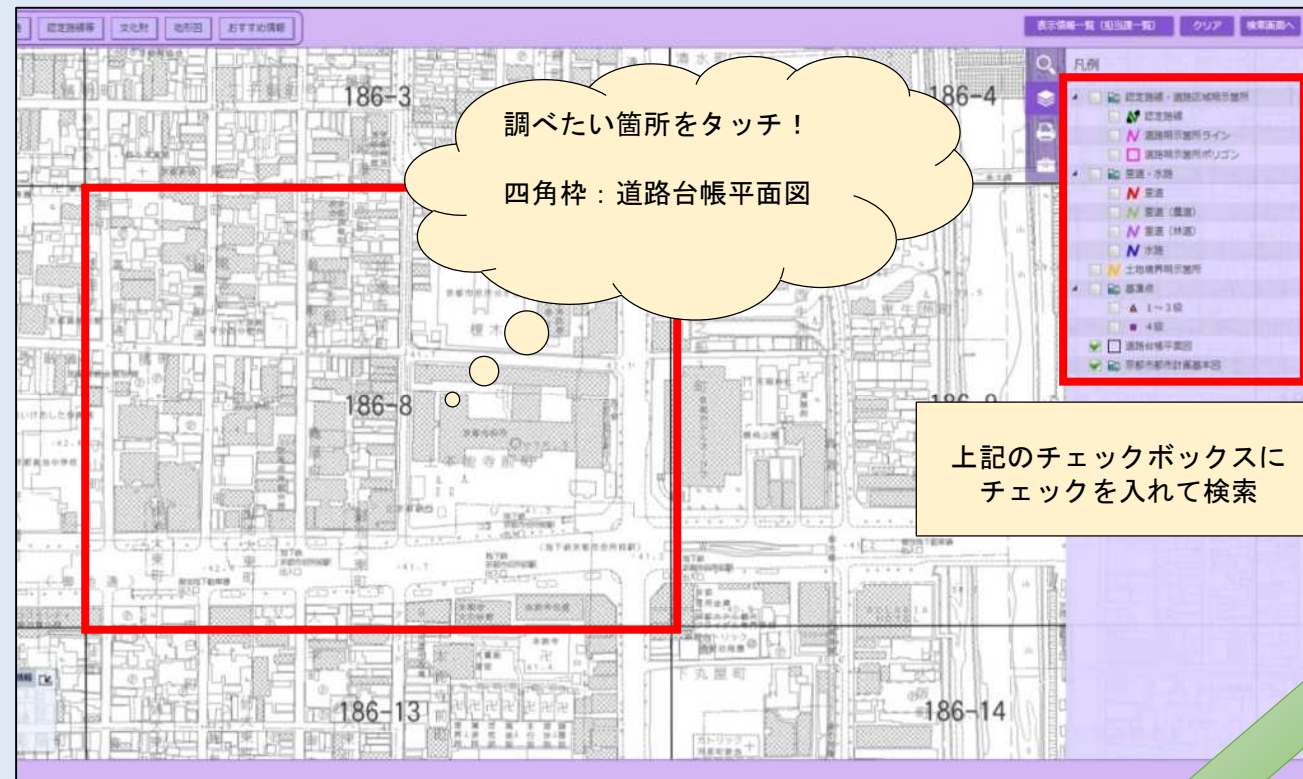
(2) 検索方法 窓口「③閲覧パソコン（道路台帳平面図）」で閲覧したい道路台帳平面図の図郭番号を検索します。

インターネットからの検索・閲覧も可能です。ぜひご利用ください！

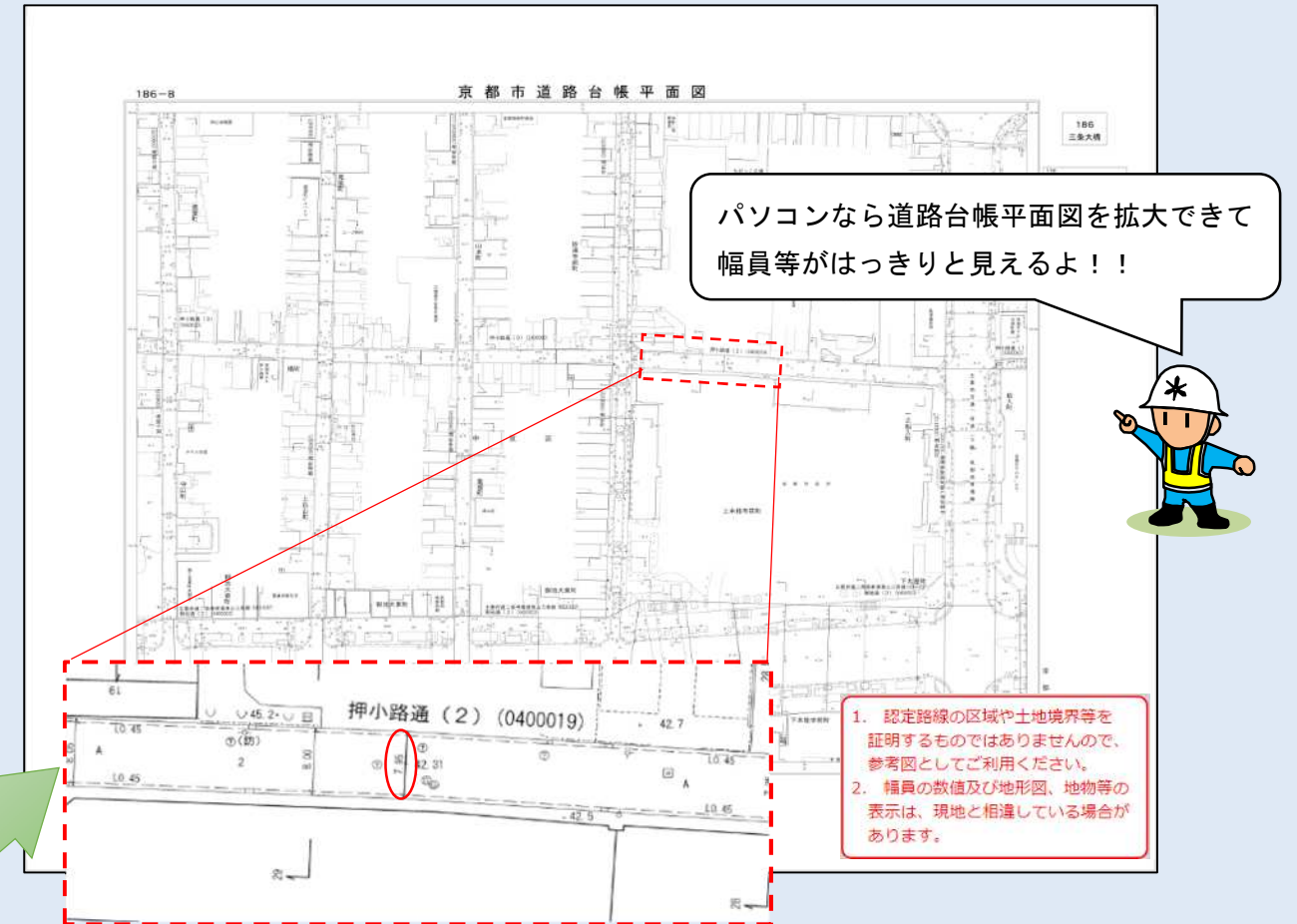
★インターネットからの検索はこちら ⇒ [京都市道路情報等提供システム](#)



【検索例】



(3) 表示画面



(4) 交付申請

窓口で交付を希望される場合は、「京都市現況平面図複写交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、番号札を取り順番をお待ちください。

郵送を希望される場合は、当課のホームページをご覧ください。

[「道路台帳平面図の郵送による発行手続きについて」](#) →→→→



(5) 諸注意

- ・道路台帳平面図は、認定路線の区域や土地境界等を証明するものではありません。
- ・道路台帳平面図は、航空写真を図化したものですので、幅員に関しては現地実測と多少の誤差があり、道路中心線や建築後退線を決定する資料にはなりません。
- ・地形図や地物等は、現地と相違している場合があります。

4. 基準点の使用承認

公共基準点（1～3級基準点）及び京都市4級基準点の使用承認申請を受け付けています。

基準点の使用を希望する方は「使用承認申請書」を窓口に提出してください。なお、郵送での申請には対応していません。

(1) 申請の流れ



ア. 申請書の提出

公共基準点1～3級基準点 「京都市公共基準点使用承認申請書」を提出

京都市4級基準点 「京都市4級基準点使用承認申請書」を提出

イ. 使用承認書の発行

使用承認書と合わせて基準点成果表を発行します。発行は申請日から3営業日後となります。

ウ. 報告書の提出

公共基準点1～3級基準点 「京都市公共基準点使用結果報告書」
及び「京都市公共基準点現況調査票」を提出

京都市4級基準点 異常を発見した場合には、「京都市4級基準点異常報告書」を提出

【発行日例】

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
					例1) 申請日	
13	14	15	16	17	18	19
		発行日 (3営業日後)			例2) 申請日	
20	21 (祝)	22	23	24	25	26
			発行日 (3営業日後)			

(2) 検索方法

窓口「④検索パソコン」で使用したい基準点の等級と基準点名を検索します。

インターネットからの検索も可能です。ぜひご利用ください！ ★インターネットからの検索はこちら ⇒ [京都市道路情報等提供システム](#)



【検索例】

調べたい基準点をタッチ！

- △ : 1～3級基準点
- : 京都市4級基準点

上記のチェックボックスにチェックを入れて検索

1～3級基準点は
NO. 0●△●●●●●
(△は等級を表していて
1なら1級、2なら2級、3なら3級基準点を表すよ！)

4級基準点は
NO. ●●●●4●●●●●
又は ●●●●●●●●●●で表示されているのね！



工事などで基準点がなくなっていたり、位置がずれてしまっていることもあるから、必ず現地で確認が必要だね！！

5. 様式ダウンロード

各様式は道路明示課ホームページからダウンロード（[申請書等様式](#)）できます。

ダウンロードできる様式



土地境界証明申請書

道路区域明示・市有地等境界明示申請書等

（里道・水路等）土地境界明示申請書等

特殊車両通行許可申請書

基準点使用承認申請書

6. 問い合わせ窓口

- 道路種別、指定道路図、位置指定道路図面、接道条件、2項道路などに関する問い合わせ（建築基準法関連）は建築指導課で行っています。
- 里道・水路のうち農業用水路・農道・林道の土地境界については、産業観光局農林企画課が管理しています。この場合、「管理者（機能）」の欄には産業観光局と表示されます。その他の市有地（学校等）の土地境界については、行財政局資産管理課が管理しています。
- その他の問い合わせ先については、以下のホームページ「問合せ・来訪窓口」をご確認ください。



★上記のホームページへはこちら★
⇒ [京都市道路情報等提供システム](#)



- 建築指導課
所在地 京都市役所 分庁舎2階
TEL 075-222-3620
- 農林企画課
所在地 京都市役所 本庁舎地下1階
TEL 075-222-3351
- 資産管理課
所在地 京都市役所 本庁舎4階
TEL 075-222-3281

土地境界明示箇所	- 認定路線及び里道・水路の土地境界に関するおおよその位置とその情報 ※平成17年度以降に作成した認定路線・水路の明示図の有無については、お問い合わせください。
基準点	京都市が管理する1級

詳細な問合せ窓口はこちらをタップ!!

以下の公開情報ごとの問合せ・来訪窓口をご確認ください。
※紫色のバーをクリックすると公開情報ごとの問合せ・来訪窓口が表示されます。
※個別具体的な問合せは、間違いが生じることがあるため、電話ではお答えできません

問合せ・来訪窓口
次の利用条件を確認いただいたうえで同意いただくことと閲覧できます。 ※紫色のバーをクリックすると公開情報ごとの利用条件が表示されます。
京都市道路情報等提供システムの利用について（共通）
認定路線・道路区域明示箇所について
道路台帳平面図について

道路明示課案内図



分庁舎3階

正面階段を上がって左

道路明示課

受付時間

午前の部：9時～11時30分
午後の部：1時～4時30分
（窓口は午後5時で閉まります。）

開庁時間

午前8時45分～午後5時30分

受付時間以外は申請書の確認、手数料の計算、その他の事務を行っています。

建設局 土木管理部 道路明示課

住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎3階

TEL：075-222-3566

FAX：075-213-0174